

非化石証書制度の変更を踏まえた 小売営業ガイドラインの改定について②

第51回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和2年10月20日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日も議論いただきたいこと

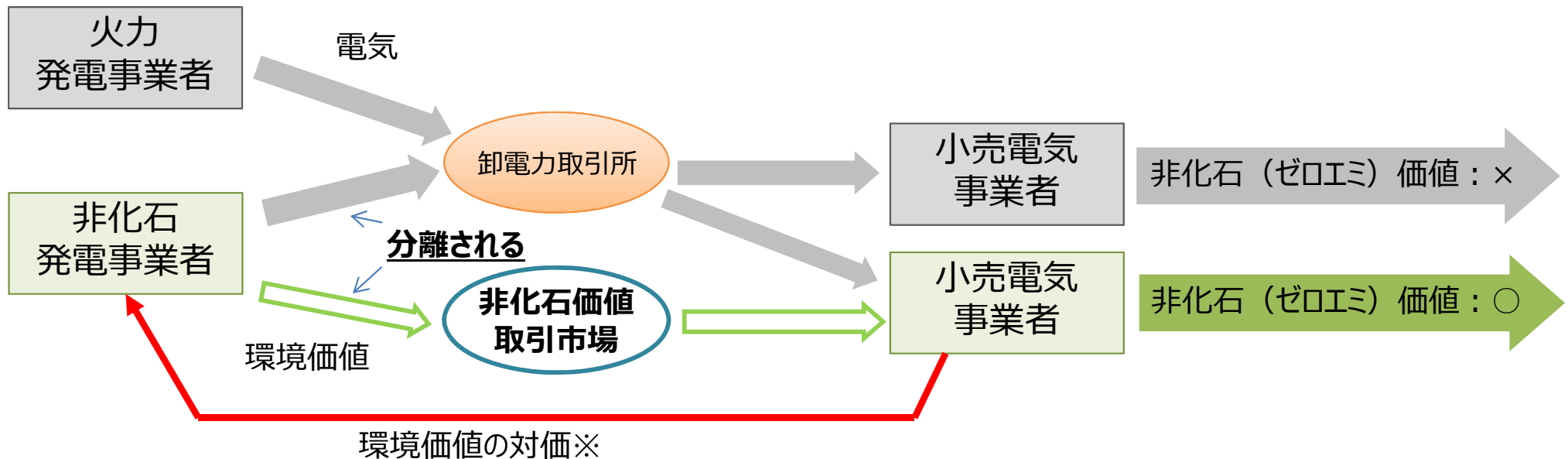
- **非化石証書の制度改正**（非FIT電源に由来する非化石証書の取引開始）**を踏まえて、需要家・消費者への表示・訴求の点に関する電力の小売営業に関する指針（以下、「小売営業GLJ」）の改定**について検討する必要がある。
- 今回は、前回に引き続き、**以下の論点についてご議論をいただきたい。**

【今回検討する論点】

- (1) 「再エネ」の表示
- (2) 「CO2ゼロエミッション」の表示
- (3) 非化石証書を使用しない場合の表示（「抜け殻」の再エネ電気等の論点）
- (4) 上記（1）～（3）の整理を踏まえた、表示の具体例について

(参考) 非化石証書とは 概要

- エネルギー供給構造高度化法に基づき、小売電気事業者は、その電源構成における非化石電源の比率を徐々に高めていくことが求められている。
- 他方で、新電力等にとってJEPX経由の取引が重要な調達方法となっているが、当該調達方法では、非化石電源による電気であることの価値が認識されないことなどを踏まえ、電気の取引とは別に、非化石証書を取引する制度が導入された。
- すなわち、非化石証書を通じて、非化石電源が有する環境価値を電気とは分離して取引することを可能とし、JEPX等を通じて電気を購入した場合であっても、別途、小売電気事業者が非化石証書を購入することにより、その対価が非化石電源に確実に流れることを可能にした。



※ FIT証書の取引の場合、対価は費用負担調整機関に支払われFIT賦課金の軽減に用いられることとなる。

(参考) 非化石証書制度の変更点

第50回制度設計専門会合資料
(令和2年9月)より抜粋

- 2018年5月、「非化石価値取引市場」が創設され、FIT電源に由来する非化石証書 (**FIT非化石証書**) の取引を開始。
- 2020年度より、大型水力等も含め全ての非化石電源が対象となり、本年11月以降、非FIT電源に由来する非化石証書 (非FIT非化石証書) が非化石価値取引市場で取引される予定。
- また、これにあわせて、2種類の非化石証書が取引されることとなる。(再エネ指定あり・なし)

非化石証書制度の変更点 (2020年度)

- ① FIT以外の非化石電源からも非化石証書が発行されるようになる。
- ② 2種類の非化石証書が取引が開始される。

(これにより、今後は、各小売電気事業者の非化石電源の導入量は、非化石証書の調達量によって判断されることとなる。)

これにあわせて小売電気事業者における環境価値
(販売する電気が「再エネ」「CO2ゼロエミ」であること等)
の開示のあり方を再整理することが必要

【目次】

1. 論点

(1) 「再エネ」の表示について

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について
(「抜け殻」再エネ等の論点)

2. 整理を踏まえた表示の具体例

(1) 「再エネ」の表示について 前回の議論

- 「再エネ」の表示に関して、前回は以下の整理についてご議論いただいた。

第50回制度設計専門会合資料
(令和2年9月) より抜粋・一部追記

【参考】 2020年1月の制度検討作業部会での「再エネ」表示の整理まとめ

①再エネ指定証書 + 非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 + FIT電気	③ 再エネ指定証書 + ①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	実質再エネ	実質再エネ	訴求不可

整理の変更案

①再エネ指定証書 + 非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 + FIT電気	③再エネ指定証書 + ①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ※2 (+調達電源の説明)※3	訴求不可

- ※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求めることで、非FIT再エネ電源との区別が一定程度可能と考えられるのではないかと。
- ※2 非化石証書の制度趣旨を踏まえつつ、他により分かりやすい表現があるか。
- ※3 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めること等が考えられるのではないかと。

(参考) 制度検討作業部会の議論

(非化石証書を活用した際の「再エネ」の訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気の再エネとしての価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないかと。
- 特に、水力などの非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合は、**電源構成（特定電源価値）と非化石証書の種類（再エネ指定非化石証書）が一致**しており、需要家への誤認を与える懸念がないことから、**従前とおりの訴求内容（例えば、水力・再エネ）を行うことを認めてはどうか。**

<調達する電気が再エネ電気であることを訴求する場合>

		調達する電気の種類（電源構成）				
		化石電源	FIT電源	非化石（ゼロエミッション）電源		
使用する非化石証書の種類	再エネ指定	FIT証書	卸電力取引所等化石電源	FIT電源	水力等非FIT再エネ電源	非FIT非再エネ電源
		非FIT証書	実質再エネ	実質再エネ	再エネ (「実質的に」という表現は不要)	実質再エネ
	指定無	非FIT証書	訴求不可			

※ 実質再エネ: 現行の小売営業GLにおいて既に整理済※

※本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

- 前記の資源エネルギー庁制度検討作業部会の「再エネ」の訴求内容の整理について、消費者・需要家の分かりやすさの観点から、以下のような指摘が寄せられている。
 - (I) 再エネ指定証書 + FIT電気で、「実質再エネ」と表示する点について
 - 非化石証書の使用により、FITの電源も、化石電源も等しく「実質再エネ」と表現されるのは、再エネの電源を重視したい需要家からみると、適切とはいえないのではないか。
 - FITの電源は再エネの電源であり、「FIT電気 + 再エネ指定証書」を「実質再エネ」とするのは消費者にとって直感的に理解しがたく、「再エネ」と表示できるものとするべきではないか。
 - (II) 再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等で、「実質再エネ」と表示する点について
 - JEPX調達・化石電源等に再エネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再エネ」と訴求する点について、需要家・消費者に実際の調達電源が再エネであるかのような誤認を招かない表現とすべき。
 - また、上記訴求を行いながら、電源を併せて示さない事業者や、分かりづらい箇所に電源表示を行う事業者がいるが、誤認を招きかねず問題ではないか。

(参考) 前回専門会合での意見 (再エネ指定証書 + FIT電気関係)

- 「再エネ指定証書 + FIT電気」の場合については、一部委員より過去の整理との整合性を指摘する意見はあったものの、多くの委員等よりFIT電気の説明は求めつつ「再エネ」との表示を認める案への支持をいただいた。

【事務局案を支持する意見】

- (草薙委員、村上委員、新川委員、松村委員、圓尾委員など)

主な根拠：

- ・「再エネ」と呼べる点で消費者には理解しやすくなっている。
- ・非FIT再エネ電源とFIT電気の区別は重要で、FIT電気の説明をさせる事務局案は合理的。など

【その他の意見】

- (岩船委員)

・FIT電気については、非化石証書の売却金額 < 需要家の賦課金負担 であるので本来は「再エネ」とは言えず、これまでの制度設計の議論を捻じ曲げている側面はあるが、「再エネ」と言えるようにして非化石証書の魅力を高め小売が買う方向にするという政策ならば理解する。

- (大橋委員)

・FIT電気 + 再エネ証書のケースを「再エネ」と呼べるようにするなら、FIT制度の趣旨を変えるということを明確に言うべき。事務局案のようにFIT電気の注記を維持するとしても、FIT制度の正しい趣旨を示すという点はかなり後退している。消費者に分かりやすい／分かりにくいという根拠は基準が曖昧であり、安易に本来の制度趣旨を歪めるのはいかなものか。

- (松村委員)

・一部委員の発言にあった、FIT電気を歪めている等という指摘は当たらない。FIT電気の賦課金は環境価値だけではなく、それ以外の他の趣旨も含むものだった。非化石証書を買った人に環境価値は渡る整理になっており、今回の案もあり得る制度設計の一つの選択肢である。

(参考) 前回専門会合での意見 (再エネ指定証書 + JEPX・化石電源等関係)

- 「再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等」の場合の表示については、調達電源の説明をさせつつ「実質再エネ」との表示を認める案を支持する意見が多かったものの、一部、再エネ指定証書付〇〇電気などと表示させる意見もあった。

【事務局案を支持する主な意見】

- (岩船委員)
 - ・JEPX・化石電源等については、再エネ証書を使っても何ら「再エネ」と言えないのでは再エネ証書を買う意味がなくなる。このような対応は絶対に避けるべき。RE100でも市場調達 + 再エネ証書で認められており、これも踏まえて実質「再エネ」とは言える方向で検討すべき。
 - ・電源を併せて説明させるという事務局案には賛成。
- (松村委員)
 - ・JEPX・化石電源等について、「実質再エネ」か「再エネ証書付電気」かは、これまでの表示を安直に変えるとそれによる誤認などの問題もある。
- (圓尾委員)
 - ・消費者への分かりやすさも大事だがそれ以外に考えなければならない点もあり、事務局案はバランスの取れたベストな案と思う。非化石証書に買う魅力がないと相応の価格がつかず、再エネ発電事業者の利益も損なう。「実質再エネ」との表示は可として電源の説明も付加させる事務局案は合理的。
- (國松オブ)
 - ・旧一電以外の新電力の電源調達は、取引所が90%などというのが通常の姿。取引所を利用している事業者が不利にならないように整理してほしい。

【「再エネ指定証書付」と表示させる意見】

- (村上委員、草薙委員)
 - ・〇〇電源 (再エネ指定証書付) と表示させた方が分かりやすいと思うが、調達電源の説明とセットで表示させるという事務局案でもかなり改善はされている。

(1) 「再エネ」の表示について 整理案

- 「再エネ指定証書 + FIT電気」に関しては、多くの委員等から事務局案へのご支持をいただいた。
- 「再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等」の場合は、「実質再エネ」との表示を認める多数派の意見と、「再エネ指定証書付」と表示させる意見の両論があった。
- この点、仮に「再エネ指定証書付」と表示させる場合、JEPX・化石電源等のみならず、非FIT再エネ電気やFIT電気についても同様に「再エネ指定証書付」と表示することとなり、却って再エネ電源との区別を弱めるという問題があると考えられる。また、「再エネ指定証書付」への表示を変えることによる誤認が生ずる可能性もある。
- 以上に加え、「再エネ」又は「実質再エネ」とのシンプルな表示を認める方が非化石証書を購入する魅力を高めるものと考えられることを踏まえ、電源の説明をさせることを前提に「実質再エネ」との表示を認めることとしてはどうか。
- これを踏まえ、全体としては下記のように整理することとしてはどうか。

「再エネ」表示の整理案

①再エネ指定証書 + 非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 + FIT電気	③再エネ指定証書 + ①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可

※ 1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。

※ 2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

【目次】

1. 論点

(1) 「再エネ」の表示について

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について
(「抜け殻」再エネ等の論点)

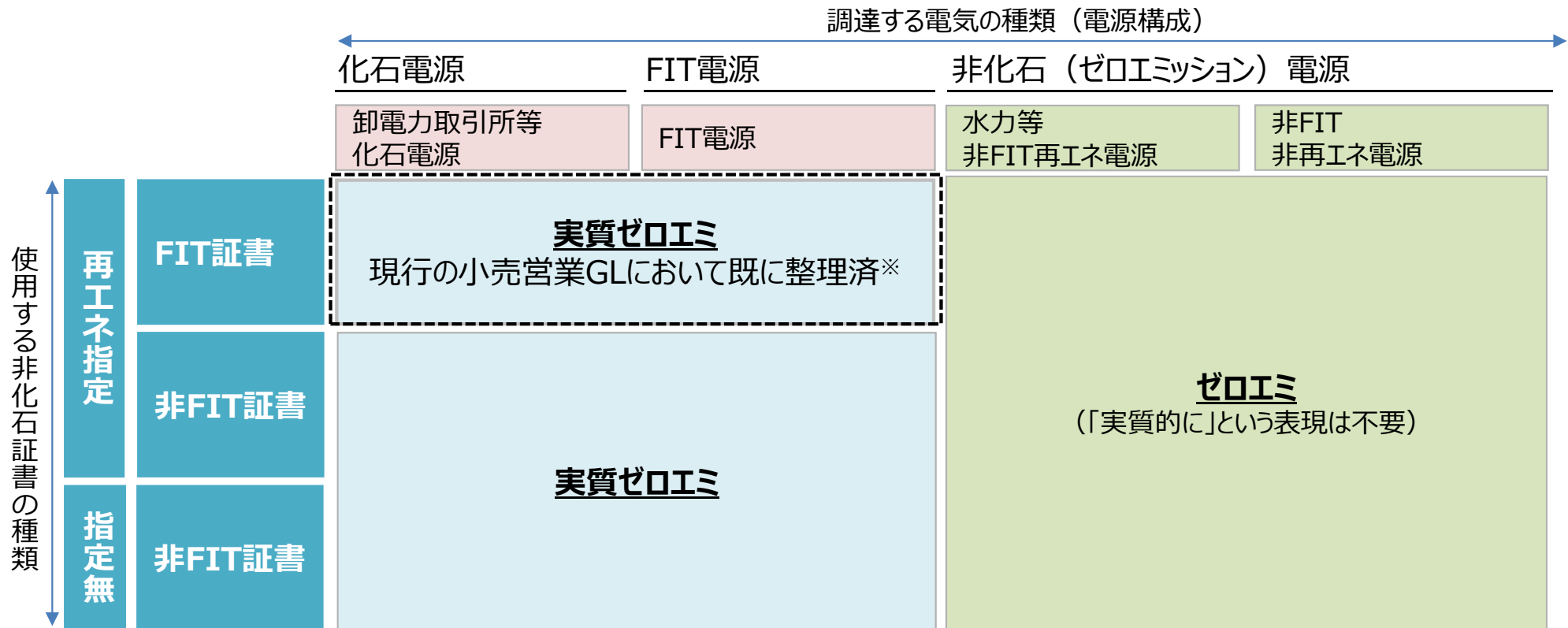
2. 整理を踏まえた表示の具体例

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について 制度検討作業部会での整理

- 本年1月の制度検討作業部会においては、「再エネ」の表示と並んで、「CO2ゼロエミッション」の表示についても下記のように整理されている。この点、「再エネ」の表示と同様の観点からの整理が必要。

第38回制度検討作業部会資料
(令和2年1月)より抜粋

＜調達する電気がゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する場合＞



※本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について 整理案

- 「再エネ」表示の整理（前記10ページ参照）を踏まえると、「CO2ゼロエミッション」の表示については以下のように整理されるのではないか。

【参考】 2020年1月の制度検討作業部会でのCO2ゼロエミ表示の整理まとめ

① 非化石証書 +非FIT非化石電源	② 非化石証書 +FIT電気	③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
CO2ゼロエミ	実質CO2ゼロエミ	実質CO2ゼロエミ	訴求不可

整理の変更案

① 非化石証書 +非FIT非化石電源	② 非化石証書 +FIT電気	③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2	訴求不可

- ※ 1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。
- ※ 2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

【目次】

1. 論点

(1) 「再エネ」の表示について

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について
(「抜け殻」再エネ等の論点)

2. 整理を踏まえた表示の具体例

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について (i)論点の所在

- 今回の非化石証書の制度変更により、**非化石価値は全量が証書化**されることとなっている。
- これに伴い、今後は小売電気事業者が再エネやCO2排出量といった環境価値を主張するためには、電気だけでなく、非化石証書を取得し使用する必要がある。このため、**小売電気事業者が再エネ電源・非化石電源から電気を調達しつつ、非化石証書を取得・使用しない場合**が生じ得るため、このような場合の表示について整理の必要がある（いわば、「**抜け殻**」の再エネ電気等の問題）※。

※ この点、資源エネルギー庁の本年1月の制度検討作業部会でも、例えば、**水力発電由来の電気を調達しつつ、非化石証書を使用しないような場合**に、電源構成を単に「水力発電」と表示すると、CO2排出量ゼロや再エネといったイメージがあることから、**需要家・消費者の誤認を招かないための対応が必要であることが指摘**されている（次頁参考）。

(参考) 制度検討作業部会の議論

(非FIT非化石電源に非化石証書を使用しない場合についての整理)

- 非FIT非化石証書が導入されると、非FIT非化石電源由来の電気的环境価値は証書に帰属し電気とは切り離されるため、非FIT非化石電源から発電された電気のみを調達している場合、その環境価値は訴求できない。
- 例えば、水力発電由来の電気を相対取引によって調達した場合、電源構成表示上は、「水力発電」であるものの、その電気に環境価値は含まれていない。この場合、電源構成表示上、単に「水力発電」由来と表示しただけでは、社会通念上、水力発電の電気はCO2排出量ゼロや再生可能エネルギーといった環境負荷の低い電力というイメージがあることから、需要家の誤認を招く可能性がある。
- このような誤認を避けるため、小売電気事業者が非FIT非化石電源に由来する電気を調達しているものの、別途非化石証書を取得・使用していない場合においては、その電気にはCO2排出量ゼロ等の環境価値が含まれていないことを需要家への誤認を招かないよう適切に説明する必要があるのではないか。

※FIT電気の電源構成表示については、現行の小売営業指針に基づくと、FIT電気には制度上環境価値がない旨記載することを前提とした上で、非化石証書を使用しない小売電気事業者の場合には、そのFIT電気には環境価値が無い旨を付記することを求めている。例えば、非FIT非化石電源に由来する電気を調達している場合においても、小売電気事業者が所定の非化石証書を使用しない場合には、FIT電気の電源構成表示のように環境価値が無い旨の説明を求める等が考えられるのではないかと。

※※また、これと同様に、小売電気事業者が非FITの再生可能エネルギー電源に由来する電気を調達しながらも再エネ指定無し非化石証書を取得・使用している場合も、その電気には再生可能エネルギーとしての価値が含まれていないことを適切に説明する必要があるのではないかと。

(例) 電源構成表示上のFIT電気の説明内容

当社の電源構成
(〇年4月1日～〇年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)



(※1)

この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、CO₂が排出されないことを始めとする再生可能エネルギーとしての価値を訴求するにあたっては、国の制度上、非化石証書の使用が必要とされています。当社が販売するFIT電気は、CO₂排出量について火力発電なども含めた全国平均の電気のCO₂排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。
〇〇電力(株)の不特定多数発電所から継続的に調達

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について (ii)考え方

- 基本的な考え方として、小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり、問題となる行為と整理してはどうか。
- 具体的には、例えば、小売電気事業者が、水力電源由来の電気やFIT電気を調達した場合に、非化石証書を使用していないにも関わらず、「水力100%メニュー」や「FIT電気100%メニュー」等として販売し、環境価値を有する電気との印象を需要家・消費者に与えると考えられる場合には、問題となる行為に該当することとしてはどうか。

【目次】

1. 論点

(1) 「再エネ」の表示について

(2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について

(3) 非化石証書を使用しない場合の表示について
(「抜け殻」再エネ等の論点)

2. 整理を踏まえた表示の具体例

表示の具体例について

- 現行の小売営業GLでは、GL中の望ましい行為及び問題となる行為を踏まえ、電源構成表示の具体例が示されている。
- **GL中で表示の具体例を示すことは小売電気事業者の理解のために有用**と考えられることから、前記で整理された考え方を踏まえて、**改定後のGLにおいても以下の表示の具体例を示すこととしてどうか**（次頁以下参照）。

【表示の具体例】

- 〔1〕 電源構成・非化石証書の使用状況の一般的な表示例
- 〔2〕 再エネメニューの表示例（例. 「再エネ100%」メニュー）
- 〔3〕 実質再エネメニューの表示例（例. 「実質再エネ80%」メニュー）
- 〔4〕 CO2ゼロエミメニューの表示例（例. 「CO2ゼロエミ100%」メニュー）
- 〔5〕 非化石証書を使用しない場合の説明（抜け殻の問題）

〔表示例中の注記の凡例〕

黒字(※)注：事業者の注記文言の例。GL中の表示例の中に記載。

赤字説明：表示例の記載の趣旨の解説・論点整理。

GL中で示す表示例のイメージ

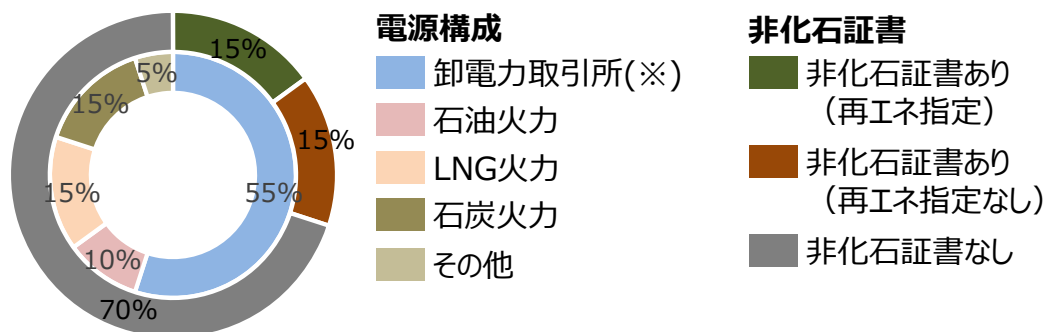
〔1〕電源構成・非化石証書使用状況の一般的な表示例

- 前回の議論で、電源構成に加えて非化石証書の使用状況も開示することが望ましいものと整理した。これを踏まえた、表示例のイメージは下記のとおり（二重円グラフで示す例と、二つの円グラフを併記する例の2例を示す）。

例 1. 1つのグラフ内で電源構成と非化石証書を示す場合

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値
（内側円：電源構成 外側円：非化石証書）



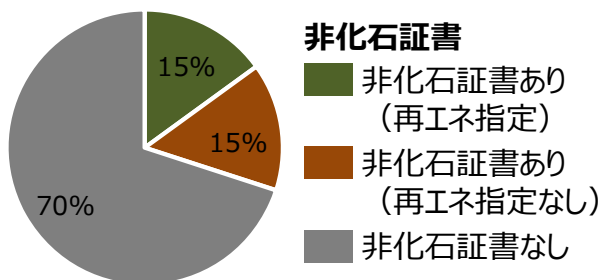
注記

(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

例 2. 非化石証書と電源構成で円グラフを2つ併記する例

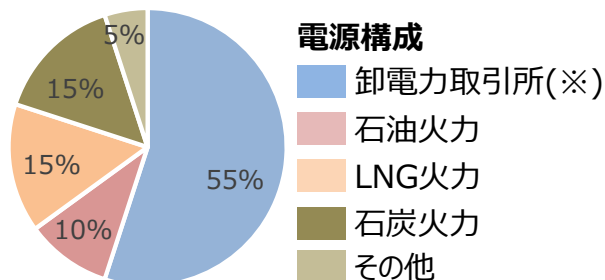
当社の非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



当社の電源構成

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



注記

(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

なお、電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい。（現行のGLでの整理のとおり）

GL中で示す表示例のイメージ

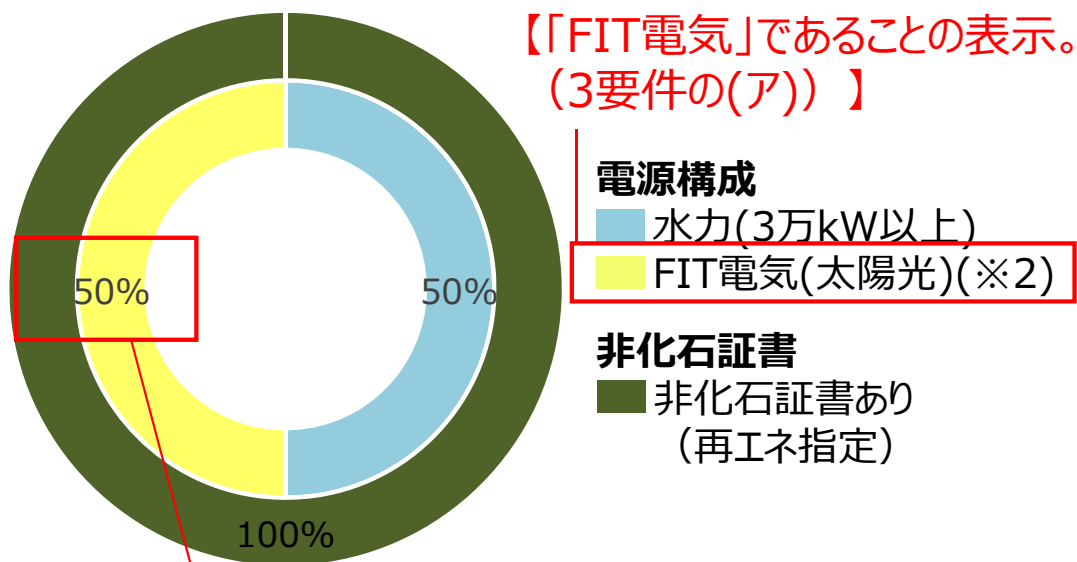
〔2〕再エネメニューの表示例（例. 「再エネ100%」メニュー）

- 「再エネ100%」など、再エネのメニューの場合の表示例は下記のとおり。

再エネ100%メニュー(※1)

本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



【FIT電気の割合を示す。
(3要件の(イ))】

現行GL上も、「再エネ」メニュー、「CO2ゼロエミ」メニューといったメニューでの販売は小売供給の特性に含まれているものと考えられ、電源構成・非化石証書使用状況の説明が必要となる。
(次の〔3〕〔4〕も同様。)

注記

(※1)

FIT電気を含みます。(※2参照)

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

【↑証書ありの場合のFIT電気注記。
再エネ指定証書を使用する場合であっても、FIT制度の説明が必要。(3要件の(ウ))
この説明は、再エネの旨の訴求の記載と近接した箇所に分かりやすく示す。】

GL中で示す表示例のイメージ

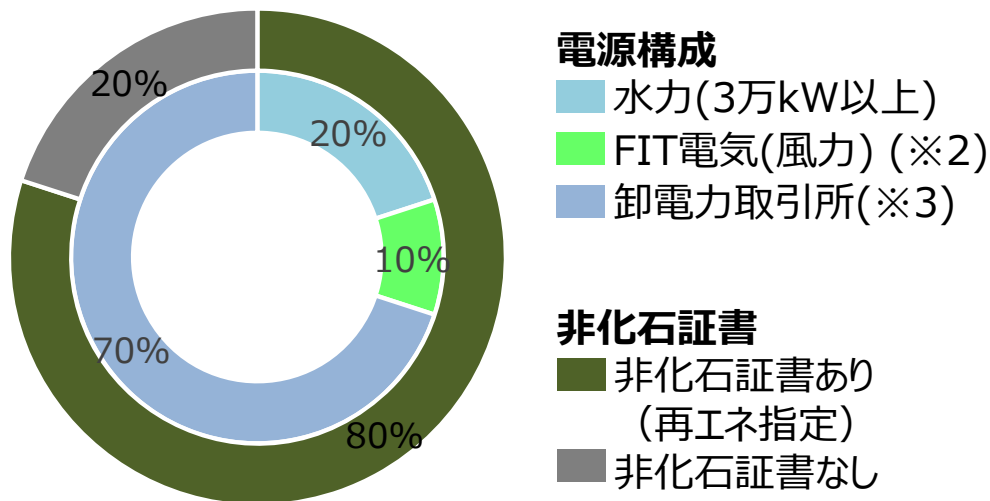
〔3〕実質再エネメニューの表示例（例、「実質再エネ80%」メニュー）

- 「実質再エネ80%」など、非化石証書の使用により実質的に再エネとするメニューの場合の表示例は下記のとおり※1。

※1 なお、下記の例の場合、事業者の選択において「再エネ30%」、「再エネ30%・実質再エネ50%」などの表示も可能である（「再エネ80%」は不可。）が、「実質再エネ」の場合の注記の例を示すため、ここでは実質再エネメニューとの切り口で例として取り上げているもの。

実質再エネ80%メニュー(※1) 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和○年4月1日～令和○年3月31日実績値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



注記

(※1) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気80%の調達を実現しています。
【↑再エネ電源(FIT電気含む。)以外の電気に非化石証書を使用して非化石証書の訴求をする場合、それと近接した箇所に電源構成表示又は主な電源種の説明を分かりやすく行う。】

(※2) FIT電気の注記
(スライド〔2〕の※2と同様。)

(※3) 卸電力取引所調達電気の注記
(スライド〔1〕の※と同様。)

GL中で示す表示例のイメージ

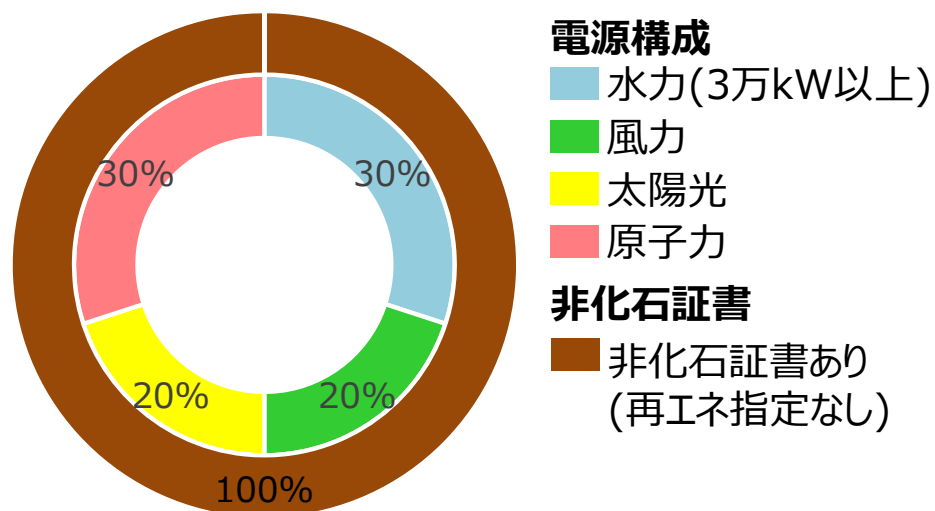
〔4〕CO2ゼロエミメニューの表示例（例. 「CO2ゼロエミ100%」メニュー）

- 「CO2ゼロエミ電気100%」など、CO2排出量に係るメニューの場合の表示例は下記のとおり。

CO2ゼロエミ100%メニュー

本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



電源構成

- 水力(3万kW以上)
- 風力
- 太陽光
- 原子力

非化石証書

- 非化石証書あり
(再エネ指定なし)

なお、「実質CO2ゼロエミ」のメニューの場合の注記の例は以下のとおり。

(※) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO2ゼロエミッション電源〇%以上の調達を実現しています。

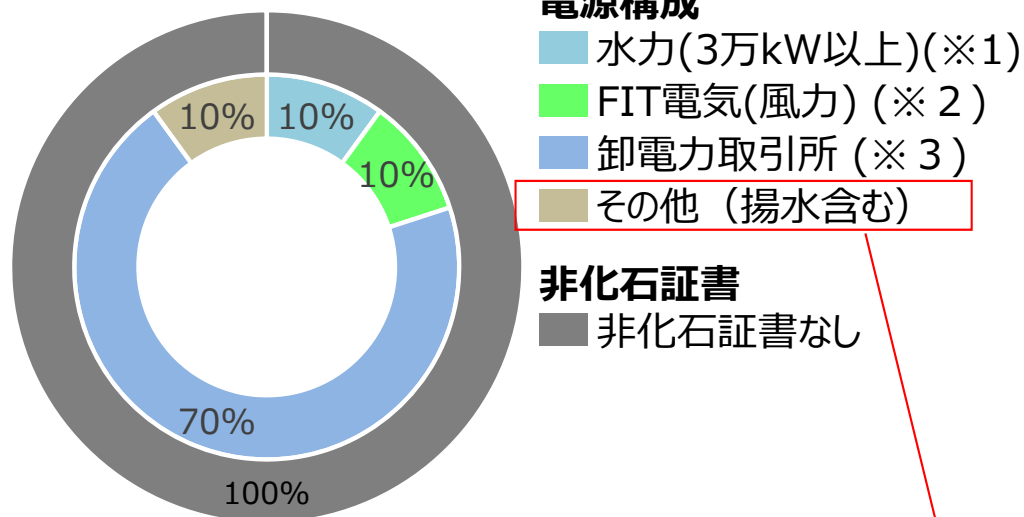
GL中で示す表示例のイメージ

〔5〕非化石証書を使用しない場合の説明

- 再エネ電源や非化石電源の電気に対応する非化石証書を使用しない場合の説明の例は下記のとおり（抜け殻論点）。

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



電源構成

- 水力(3万kW以上)(※1)
- FIT電気(風力)(※2)
- 卸電力取引所(※3)
- その他(揚水含む)

非化石証書

- 非化石証書なし

揚水発電は、高度化法の非化石電源比率の算定上で一部除かれるため、そのような部分は一般水力とは区別する必要があり、「水力」の区分からは除くものとする（現行GLの整理の一部修正）。

具体的には、当該部分は「揚水」の項目で開示する、或いは「その他」に含めるといった方法で開示することが考えられる。

注記

(※1) この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

【↑再エネ電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再エネ電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す。】

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

【↑FIT 電気の注記（証書使用なし）。】

(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

今後の進め方

- 本日までの審議を踏まえ、以下を**本制度設計専門会合の提言として、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、小売営業GLの改定作業を進める**こととしたい。
- ✓ 非化石証書の制度の変更に伴い、小売電気事業者の再エネやCO2排出量といった訴求・表示について小売営業GLの改定が必要となるが、その際、需要家・消費者への分かりやすさや誤認を招かないこと等を考慮した内容とする重要である。この点を踏まえ、**小売営業GLについて、以下の改定**を行うべき。
 - ・ **電源構成の開示**だけでなく、**非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加**。
 - ・ **再エネ指定の非化石証書の使用**により、**FIT電気**については、小売電気事業者が**3要件を満たした上で再エネと表示**することを認める。**JEPX・化石電源等の電気**については、**電源構成や主な電源種の表示**を行うことを前提に**実質再エネと表示**することを認める※。
 - ※ CO2ゼロエミッションの表示についても同様に整理。
 - ・ 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも**「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求**を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり**問題となる行為と整理**する。
 - ・ 上記の改定を踏まえた電源構成表示・非化石証書使用状況の表示例を記載する。